

地域再生計画の認定に関する Q&A (案)

【プログラム別表関係】

Q1 プログラム別表1や別表2の各支援措置について、その手続や具体的内容はどのようなのでしょうか。

A プログラム別表に掲げられている支援措置の詳細については、「地域再生計画認定申請マニュアル(以下、「マニュアル」といいます。)」の各論においてご確認ください。

マニュアルの各論は、支援措置に係る法令・通達などの概要、支援措置を設ける趣旨・内容、必要となる手続・添付書類、留意事項、今後の検討スケジュール(別表2関係のみ)について記載しており、地域再生本部のホームページ等において公表しております。

Q2 昨年12月の提案募集で出された要望のうち、対応不可能として今回のプログラムに掲載されなかったものについては、次回の提案募集で再度要望しないといけないのでしょうか。

A 今回、対応が不可能とされたものについては、再度提案していただきたいと考えております。

その際、今回の提案募集における各府省との調整状況も踏まえて要望いただき、各省の回答に対するご意見や対応策等も併せ記述していただく方が、より実質的な調整ができますので、よろしくご協力お願いします。

Q3 提案募集で要望した事項のうち、各府省から「現行で対応可能」と回答されたものについて、現実的には何らかの問題があり対応が難しいものもあると思いますが、次回に提案するということにより、さらに検討をしてもらうことは可能でしょうか。

- A 「現行で対応可能」と回答された事項にもかかわらず、その実施に問題がある場合には、個別に所管府省や内閣官房地域再生推進室にご相談ください。その結果、新たな問題点等が顕在化した場合には、次回の提案募集においてご提案いただくことが可能です。

Q 4 プログラム別表 1 の最後に全府省共通の「補助対象施設の有効活用」が掲げられている一方で、別表 1 と別表 2 で各府省毎に個別の転用関係の支援措置が記載されていますが、

- (1)別表 1 又は別表 2 の各府省ごとに個別に措置されている施設転用等を地域再生計画に盛り込もうとする場合、各府省毎の措置と全府省共通のどちらを盛り込めばよいのでしょうか。
- (2)別表 1 又は別表 2 のどちらでも個別に措置されていない施設転用等については、全府省共通の「補助対象施設の有効活用」を活用すればよいのでしょうか。

A

- (1)別表 1 に記載されている「補助対象施設の有効活用」は、各府省共通の対応方針として包括的なものを記載しているものであり、他方、別表 1 及び別表 2 に各省毎の措置として記載されている転用関係の支援措置は、各省共通の対応方針との整合性を踏まえつつ、個別の補助金等について具体的な手続を記載しているものです。

したがって、地域再生計画中に既に別表に記載されている各府省別の個別の転用関係の支援措置を活用される場合には、当該支援措置を地域再生計画に盛り込むこととなります。

- (2)別表 1 及び別表 2 に個別の転用関係の支援措置が記載されていない場合には、全府省共通の「補助対象施設の有効活用」の支援措置を地域再生計画に記載していただくこととなります。

Q 5 「13004 補助対象施設の有効活用」に関連して、県が設置(建設)した施設を、A市が目的外使用する場合、申請主体はどちらになりますか。

- A 補助対象施設の有効活用の措置に関しては、対象となる補助金が配分された者が県(設置者)であるとすれば、当該目的外利用のための転用等に関し、補助金適正化法第 22 条による大臣の承認を受ける立場である県が計画の策定・申請主体になるものと考えられます。

なお、A市が実際に目的外利用を行なうのであれば、県とA市が共同の申請を行うことも考えられますが、共同申請を行わない場合であっても、プログラム5.(3) 及びマニュアル1-2(4)で記述しているとおり、県はA市の意見聴取を行なう必要があります。

Q6 プログラムの「3」に記述されている「地域再生伝道師」に関して、別表1、2のいずれにも記述されていないようですが、支援措置として適用されないのでしょうか。

A 「地域再生伝道師」については、別表に記載されていないため、支援措置として地域再生計画に記載することはできませんが、地域再生推進室の自らの行なう取組みとして県で2人程度を選んでもらい、それぞれの県内で地域再生の知恵出し、情報の共有化などをしてもらうこととしております。

【関係者の意見聴取関係】

Q7 県が全県を対象区域として計画を作成する場合、全市町村に意見を聴かなければいけないのですか。市長会や町村会に聴けばそれですむのですか。

A マニュアルの1-2(4)で「地域再生計画の支援措置が適用される区域に存する市町村」と記載しているとおり、全市町村に影響があるものについては、全市町村に意見を聴くことが必要です。この場合、あくまで個々の市町村が意見聴取の相手方になりますが、その聴取の方法として市長会や町村会を通じて行なうことも可能と考えます。

なお、市町村に影響が及ぶことが想定しがたい計画の場合には、意見聴取をしなくても結構です。

Q8 関係者からの意見聴取(マニュアル1-2(4))について、道路時期や河川敷でオープンカフェを開設したい場合など、河川敷や国道、県道などを管理する事務所などに対しても意見聴取も行わなければならないのでしょうか。

- A 意見聴取の記述は、支援措置を活用してプロジェクトに取り組む民間事業者等がいる場合には、その意見を聴いて意を酌むべきという趣旨であって、公物の許認可権者に必ず意見を聴かなければならない、ということではありません。ただし、計画認定後の手続がスムーズに進むよう、事前に関係行政機関とも相談しておくことは重要であると考えられます。

【地域再生計画の認定申請関係】

Q 9 単一の主体が一つの区域で複数の計画を作るとは可能でしょうか。また、県が県内の特定の地域に限定して計画を作るとは可能でしょうか。

- A マニュアル1 - 1に「地域の基本計画のような網羅的なものではなく、プログラム2 .にあるとおり、「地域の産業、技術、人材、(中略)など地域が有する様々な資源や強みを知恵と工夫により有効活用」した地域独自の特徴を備えていることが期待される」と記載しているように、多様な観点・切り口により複数の地域再生計画を策定することも可能です。

ただし、個別の支援措置に対応したプロジェクト的な計画としてバラバラに多数のものを作成するのではなく、例えば、分野毎に複数の支援措置の活用により一つの地域再生の目的を達成することができるストーリー性を有するような、ある一定の分野のまとまりを持った計画にすることが適当であると考えます。

また、計画の範囲については、構造改革特区計画のように地域を限定する概念はありませんが、個別の支援措置の適用にあたってこれを一定の区域に限って行うことは可能です。

Q 10 地域再生計画は、別表2の支援措置だけのものでも申請できるのでしょうか。また、その場合の地域再生計画を策定するメリットはあるのでしょうか。

- A 別表2の支援措置は全国的に適用されるものとして措置されるので、地域再生計画において位置付けられなくても当然に適用されるものですが、別表2の支援措置のみで地域再生計画を策定することも可能です。

この場合、当該計画に関し、各府省の連携によりどのように支援措置の効果があがっているのか、あがっていない場合にはどうしたらよいか、

当室において各府省とも連携して実現に努力するなどのフォローアップを行なうほか、認定された計画を全国にも周知するなどのPR効果も期待されるところです。

Q11 別表2では、平成16年度中に措置するものがありますが、これらも全て活用できるのでしょうか。

A 別表2の支援措置のうち、平成16年度中に措置するもので、その具体的内容や今後のスケジュールがマニュアル各論において明確になっていないものについては、申請時点において地域再生計画に位置付けることができない場合も想定されますので、必要に応じて当室にご相談いただきたいと思いますと考えております。

Q12 マニュアルには地域再生の取組を進めようとする期間を計画に記載することになっていますが、進めようとする取組がいつ終わりになるか見込みがない場合、計画の終期は書かなくてもよいのでしょうか。

A 基本的には、プログラム(4)の認定基準の判断基準として、「地域再生の支援措置を受けて実施する取組のスケジュールが明確であること」が挙げられているように、基本的にはいつ、誰が、何をするのか具体的に記載していただくことが必要です。これは、円滑かつ確実に実施される見込みがあるかどうかを判断するために必要な要素であるとともに、認定基準の経済的社会的効果を分析するに当たっても必要であるものと考えられます。この際、計画全体の終期が不明なものについても、支援措置をいつ実施するのかについて明記してください。

なお、支援措置の性格等により、どうしても期間を設定することが困難であるなど特段の事情がある場合には、個別に地域再生推進室にご相談いただければと思います。

【地域再生計画の認定関係】

Q 1 3 地域再生計画の認定基準のうち「適切な経済的社会的効果を及ぼすものであること」(プログラム(4))については、実際にその効果を把握するのは難しいと思いますが、計画を申請する市町村が一定の根拠に基づいて想定的に記述するのか、あるいは地域再生推進室で一定の算定式を使うという想定があるのかどうか教えてください。

A プログラム(4)やマニュアル2-1(5)にも記載しているように、地域再生計画に定める取組を総合的に行なうことにより期待される経済的社会的効果について、具体的かつ合理的に定めることが必要であります。計画の内容によっては、生産額の増加や雇用の増加など定量的な表現が困難なものもありますが、可能なものについては、極力定量的に示していただきたいと考えております。

なお、国として想定している一定の数式などがあるわけではありませんので、地域の状況に応じて、具体的かつ合理的な説明を検討してください。

【地域再生計画の変更関係】

Q 1 4 市町村合併により当市に市町村が編入してくる場合、当該編入市町村に係る地域再生計画の変更申請はどのタイミングで出せばよろしいでしょうか。

A 合併の日をもって速やかに支援措置が適用できるように変更申請していただくことが基本になりますが、あらかじめそれを見越して共同申請することもできます。詳しくは、時期と合併形態にもよりますので、個別に相談していただければと思います。

【特区計画との関係】

Q 1 5 構造改革特区制度と地域再生との違いについて教えてください。

A 簡単に言えば、構造改革特区は、地域からの提案を受けて、地域限定で規制の特例措置を設けることにより、規制を改革し、個々の提案について、十分な評価を通じて全国的な構造改革につなげるという政策手段です。

他方、地域再生は、地域から提案を受けるという点は構造改革特区と同

様ですが、支援措置が地域限定か全国措置かを問わないこと、規制の特例措置を設ける規制改革以外の補助金等改革、権限移譲、民間開放が対象になること、個々の提案への対応にとどまらず、提案を通じて浮び上がってきた各省横断的な課題に取り組むこと、全国的な構造改革ではなく、地域経済の活性化と地域雇用の創出という目標を達成するものであることが、異なります。

このように、両者の違いはありますが、いずれも地域が自助と自立の精神を持って知恵と工夫の競争を行なうことにより、地域の活性化を図るための取組であるという点は共通であり、両者の積極的な取組があいまって一層の効果が出ることが期待されます。

Q 1 6 既に認定されている構造改革特区計画が適用される地域において、地域再生の観点から新たに地域再生計画を申請する場合、特区計画の変更申請をする必要はあるのでしょうか。

A 地域再生計画を適用しようとする区域において、既に特区計画があり、両計画の目標が共通し、関連した取り組みが行なわれる場合には、マニュアル第3章 3 - 2 1) の地域再生計画中(本体)の様式中7の事項において、当該特区計画において適用される規制と特例措置を記載していただくこととなります。

また、既にある特区計画の方については、特段、変更手続等は不要ですが、新たに規制の特例措置を追加するなど、特区計画自体についても変更がある場合には、併せて変更申請をする必要があります。

なお、今回、地域再生計画とともに、新たに構造改革特区における規制の特例措置を新たに適用しようとする場合においては、マニュアル第3章 3 - 3の方法に従い、構造改革特区と地域再生計画を同時申請していただくことが必要になります。

Q 1 7 地域再生計画の認定を受ければ、支援措置で掲げられている補助事業の申請などの手続きをしなくて済むのですか。また、認定の翌年度以降の予算についても措置されるものと理解してよろしいですか。

A

地域再生計画の認定をもって、支援措置に掲げられたそれぞれの補助金の採択申請や交付申請に代えるものではありません。従って、地域再生計画の認定とは別に、個々の制度を所管する省庁が定める手続きを行うことが必要となります。

また、予算措置については年度ごとに、制度を所管する省庁が概算要求を行い、政府案が決定され、国会で審議・決議する等のプロセスを踏むことが必要であるため、地域再生計画の認定の翌年度以降について予算措置を担保するような内容の計画を認定することができません。このため、地域再生のために必要な事業を年度計画を立てて実施したいとするような計画の場合は、それを行うために支援措置に掲げられた補助事業を今後活用することを検討するといった内容で記述して頂く必要があります。

Q 1 8 認定された地域再生計画の変更申請や、年度内に行われる第 2 回の認定申請で、予算と関連する支援措置を盛り込むことは可能ですか。

A 支援措置の中には予算措置と関連するものが含まれていますが、予算は年度ごとに執行される性格上、変更計画による追加や秋以降に見込んでいた第 2 回目の認定申請の対象とできないものが含まれるため、変更で追加を検討される場合には、支援措置を所管する省庁または地域再生推進室に個別にご相談ください。

なお、次回の認定申請を受け付ける際には、別表に掲載されている支援措置のうち、対象とできないものについて、その一覧を公表する予定です。